

3 - 2 地域制緑地の指定目標及び指定方針

(1) 法によるもの

〔指定目標〕

種 別	現況（平成10年度）		目標年次（平成27年度）	
	か所	面積(ha)	か所	面積(ha)
緑地保全地区	1	3.3	1	3.3
風 致 地 区	5	113.6	6	283.6
その他の法によるもの	-	12,438.83	-	12,327.73
合 計	-	12,555.73	-	12,614.63

〔指定方針〕

緑地保全地区

市街化区域内及び周辺の良好な樹林・樹木の永続的な保全を図るために指定するもので、本市では相生町四丁目の国道 122 号沿い及びわたらせ渓谷鐵道沿いのヒノキ林・雑木林が蕪町緑地保全地区（3.3ha）として指定されている。今後も市街地に残る貴重な樹林・樹木として残していくために、現況のまま緑地保全地区として保全する。

風致地区

市街化区域内及び周辺の樹林、水辺等の自然環境や自然景観及び住宅地などの良好な景観の保全を図るために指定するもので、本市では桐生が岡風致地区（29.7ha）、水道山風致地区（46.0ha）、丸山風致地区（26.6ha）、富士山風致地区（4.7ha）、阿左美風致地区（6.6ha）が指定されている。

今後は、風致公園として整備する菱町四丁目・五丁目の樹林地を含む、観音山周辺から北側一帯で約 170.0ha の指定について検討する。

これにより、風致地区の指定目標は 6 か所 283.6ha となる。

〔緑地保全地区と風致地区の位置及び規模〕

種別	図面対照番号	名称及び概ねの位置		面積 (ha)
緑地保全地区	緑保 - 1	蕪町緑地保全地区	相生町四丁目	3.3
風致地区	風致 - 1	桐生が岡風致地区	宮本町二・三・四丁目 西久方町一・二丁目	29.7
	風致 - 2	水道山風致地区	宮本町二・三丁目、堤町一丁目	46.0
	風致 - 3	丸山風致地区	堤町二・三丁目、元宿町	26.6
	風致 - 4	富士山風致地区	相生町二丁目	4.7
	風致 - 5	阿左美風致地区	相生町一・二丁目	6.6
	風致 - 6 新規指定	観音山	菱町二・三・四・五丁目	170.0

* 図面対照番号は「実現のための施策の方針図」に対照するもの

その他の法によるもの

ア．河川区域

河川法による河川区域は、渡良瀬川、桐生川、山田川をはじめとして 11 河川 425.8ha が指定されており、今後も保全するとともに必要に応じた改修・整備を促進する。

改修・整備については、治水機能との調整を図りながら自然環境に配慮しつつ促進する。

イ．保安林区域

森林法による保安林区域は、水源かん養、土砂流出防備、水害防備、保健保安林をあわせて 2,213.00ha が指定されている。今後も適正な管理、調査により保全する。

ウ．国有林及び地域森林計画対象民有林

国有林は 1,281.0ha、地域森林計画対象民有林は 8,494.0ha となっている。これらの森林は、本市の林業を担うとともに良質な水を安定供給するための水源かん養機能を有し、さらに自然とのふれあいの場や市街地の豊かな緑の背景となっている。

今後も適正な管理のもとに計画的な間伐及び育林などの施業を進め、良好な資源となる森林地域として保全する。また、清流の水質を守るためには、水源かん養能力の高い樹林が不可欠であり、そのために針葉樹林の人工林に広葉樹を組み合わせた複層混交林の創出を進める。

ただし、地域森林計画対象民有林については、将来は一部が都市公園（菱町四丁目・五丁目、桧杓山）となるため、減少して 8,393.9ha となる。

エ．工場立地法に基づく緑地

工場立地法に基づく緑地は 14 か所 8.23ha となっている。今後も継続した保全・育成を促進する。

(2) 条例によるもの

〔指定目標〕

種 別	現況（平成10年度）		目標年次（平成27年度）	
	か所	面積(ha)	か所	面積(ha)
自然環境保全地域（県指定）	2	100.93	2	100.93
緑地環境保全地域（県指定）	2	40.1	2	40.1
自然緑地保護地区（市指定）	2	4.92	5	10.1
合 計	6	145.95	9	151.13

〔指定方針〕

自然環境保全地域

県の指定による自然環境保全地域は、山田川源流部の鳴神山（74.4ha）と桐生川源流部の根本沢（26.53ha）で指定されている。

鳴神山の指定地域はミズナラ、クヌギ、クリ等の落葉広葉樹林により形成され、カッコンソウ、ナルカミスミレ、ヒメイワカガミ、コメツツジの自生地であるとともに、トワダカワゲラ、ムカシトンボなどの貴重な生物の生息地となっている。

根本沢の指定地域はシオジ林、ヤマグルマ林、ツガおよびカエデの針葉樹、広葉樹混合林により形成され、ガロアムシ、ハコネサンショウウオなどの貴重な生物の生息地であり、自然環境保全地域の特別地区に指定されている。

今後も、水源地であるとともに貴重な動植物の生息地であるこれらの地域は、自然環境保全地域として保全する。

緑地環境保全地域

県の指定による緑地環境保全地域は、吾妻山のコナラ、モンゴリナラ等の落葉広葉樹林やシラカシ、ヤマタバコ群落（37.82ha）と、崇禅寺のクヌギ、コナラ等の落葉広葉樹林（2.28ha）が指定されている。

今後も、これらの貴重な樹林は緑地環境保全地域として保全する。

自然緑地保護地区

市の指定による自然緑地保護地区は、賀茂神社（4.17ha）と天満宮（0.75ha）で指定されている。賀茂神社は自然緑地の保全、天満宮は市街地内の景観地区として自然風物を残すことを目的としている。

今後も、これらは本市の特性となる歴史資源として、また市街地及びその周辺に残る緑豊かな自然資源として保全する。

今回新たに市天然記念物シホウチク群を有する菱町二丁目の泉龍院(1.35ha)、ならびに市街地内でまとまった樹林地を残す川内町三丁目の永明寺(3.15ha)を自然緑地の保護を目的として指定する。

また、群馬大学工学部同窓記念館周辺(0.68ha)を景観地区として指定する。

これにより指定目標は5か所 10.1haとなる。



泉龍院

〔条例による緑地の位置及び規模〕

種別	図面对照番号	名称及び概ねの位置		面積(ha)
自然環境保全地域	自環 - 1	鳴神山自然環境保全地域	梅田町三丁目、川内町五丁目(鳴神山)	74.4
	自環 - 2	根本沢自然環境保全地域(特別地区)	梅田町五丁目(根本沢)	26.53
緑地環境保全地域	緑環 - 1	吾妻山東面	宮本町四丁目	37.82
	緑環 - 2	崇禅寺	川内町二丁目	2.28
自然緑地保護地区	自緑 - 1	賀茂神社	広沢町五・六丁目	4.17
	自緑 - 2	天満宮	天神町一丁目	0.75
	自緑 - 3 新規指定	泉龍院	菱町二丁目	1.35
	自緑 - 4 新規指定	永明寺	川内町三丁目	3.15
	自緑 - 5 新規指定	群馬大学工学部同窓記念館周辺	天神町一丁目	0.68

* 図面对照番号は「実現のための施策の方針図」に対照するもの

* 新規指定の目標年次は、平成27年度とする。

「桐生川の清流を守る条例」による緑地の保全

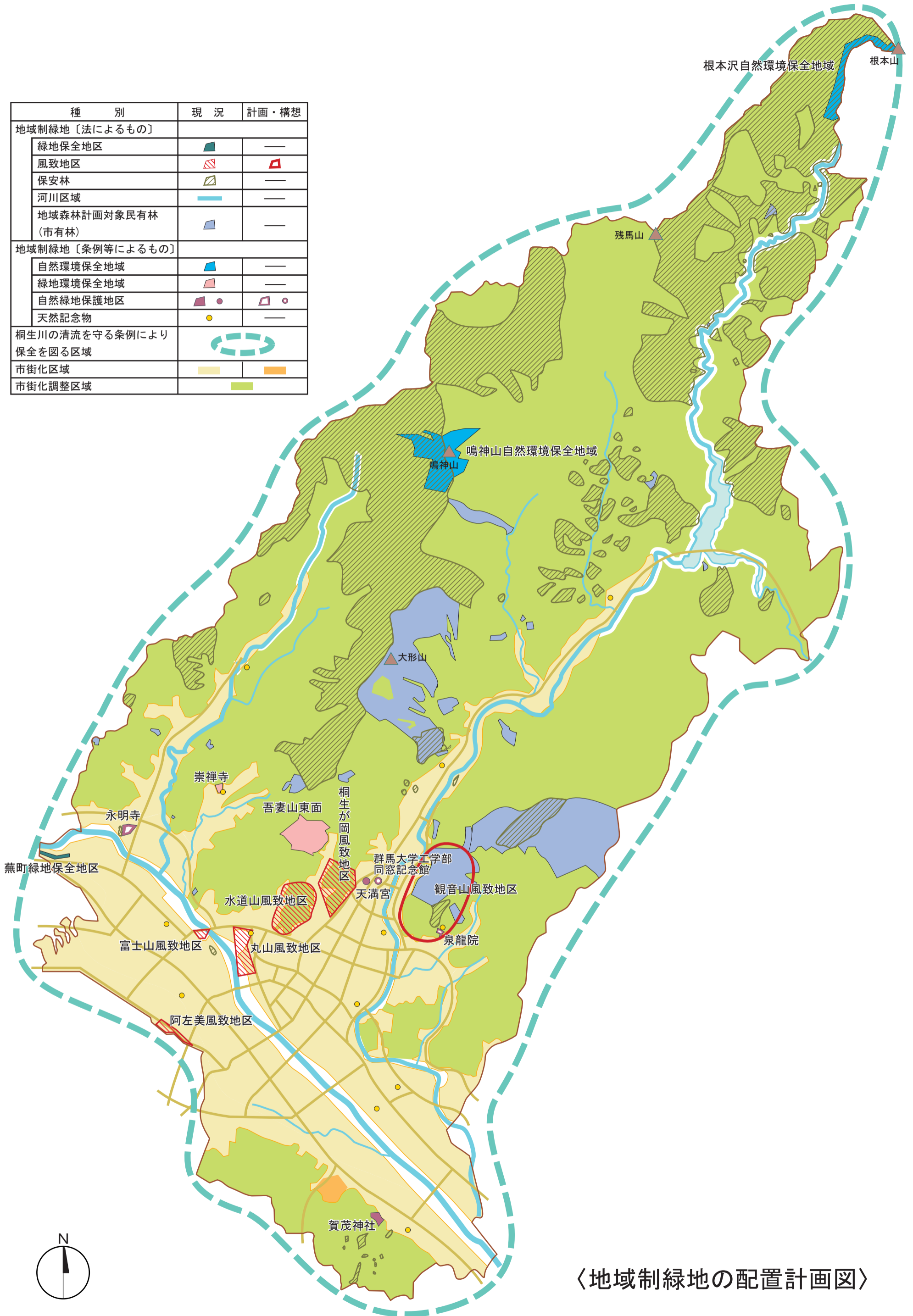
桐生川は本市北端の根本沢を源流として、流域に豊かな自然環境、うるおいのある生活環境を与えながら渡良瀬川に合流している。この桐生川を中心とし、山田川、黒川など多くの中小河川と渡良瀬川が緑豊かな本市をつくりあげており、市民にとって心豊かな生活を送るための大切な自然であり誇りでもある。

一方で、これらの流域において市民自らの日常生活、生産活動、レクリエーションなどの都市活動が清流に影響を及ぼすことがある。

安全で快適な市民生活を送りながらも、これらの河川流域における本市独自の自然環境が失われてしまわないように、今ある自然環境を守るとともに、失われた物を再生して次代に引き継ぐために、「桐生川の清流を守る条例(平成12年6月)」を制定した。

この条例のもとに、市民、事業者、行政のパートナーシップにより、それぞれが自らの役割を考え果たしながら、桐生川を中心とする市全体の河川と河川流域の緑地、自然環境を保全していくこととする。また、その活動の拠点として梅田清流広場を活用する。

種 別	現 況	計 画・構 想
地域制緑地〔法によるもの〕		
緑地保全地区		—
風致地区		
保安林		—
河川区域		—
地域森林計画対象民有林 (市有林)		—
地域制緑地〔条例等によるもの〕		
自然環境保全地域		—
緑地環境保全地域		—
自然緑地保護地区		
天然記念物		—
桐生川の清流を守る条例により 保全を図る区域		
市街化区域		
市街化調整区域		



〈地域制緑地の配置計画図〉